

講義録レポート

講義録コード 32-20-9-402-01

講 座	貿易実務検定®講座	科目①	B級過去問解説講義 (第8版)
目標年	7月・12月・3月合格目標	科目②	
コース	B級本科生	回 数	回
用 途	ビデオブース ・ DVD通信 ・ WEB通信 ・ Web/DLフォロー		

講師名	柏原 先生	内	板書枚数	3 枚	※レポート 含まず
		訳	補助レジュメ枚数	6 枚	
			解答用紙 その他	2 枚	

授業構成	前半 85 分 → 休憩 10分 → 後半 50 分				
実施テスト	有 ・ (無)				
対応テスト	<ミニテスト>		()	第 回	
	<答練・演習>		()	第 回	
使用教材	●貿易実務検定®B級試験問題集 (第8版)				
	●貿易実務検定®B級・A級オフィシャルテキスト [貿易実務アドバンストマニュアル 第3版]				
配布教材	●補助レジュメ ()			6 枚	講義録添付 (有)・無)
	●解答用紙 (直前過去問演習用(B級)解答用紙)			1 枚	講義録添付 (有)・無)
	●その他 (受講生アンケート/受験番号調査のお願い)			1 枚	講義録添付 (有)・無)
					講義録添付 (有)・無)
備考	【テキスト・問題集について】 B級本科生で使用する「貿易実務アドバンストマニュアル」及び「B級試験問題集」については受講料に含まれておりませんので、各自でご購入ください。 購入方法は、日本貿易実務検定協会®ホームページ (https://www.boujitsu.com) をご覧ください。				
	【本試験申込について】 貿易実務検定®の申込受付は、必ず日本貿易実務検定協会®ホームページ (https://www.boujitsu.com) にて詳細をご確認の上、各個人にてお申込みください(TACでは団体申込等は行っておりません)。				

この講義録の著作権は、TAC株式会社または権利者に帰属しており、当社に無断で複製、改変、転載、転用、インターネット上にアップロードする等の著作権を侵害する行為は法律によって禁止されています。

TAC貿易実務検定®講座

ページ数 (1) / (3)

貿易実務検定 講義録	コース・講義等	B級本科生	科目	過去問解説講義 (第8版)	回数	
------------	---------	-------	----	------------------	----	--

配布物	★テスト類 : []	講師	柏原 先生
	★その他の配布物1 : []		
	★その他の配布物2 : []		

黒板内容

確認テスト

P.176 ~ P.177

P.194 ~ P.195

20分で実施

WTO
TRIPS

- ⑤ 地理的表示
- ⑥ IC設計図
- ⑦ 営業秘密

- ① 特許権
- ② 商標権
- ③ 意匠権
- ④ 著作権

関税法

- ⑤ 著作隣接権
- ⑥ 実用新案権
- ⑦ 回路配置利用権
- ⑧ 育成者権

ページ数 総ページ数
(2) / (3)

貿易実務検定 講義録	コース・講義等	B級本科生	科目	過去問解説講義 (第8版)	回数
------------	---------	-------	----	------------------	----

配布物	★テスト類： []	講師	柏原 先生
	★その他の配布物1： []		
	★その他の配布物2： []		

黒板内容

○ 不可抗力条項
Force Majeure Clauses
天災・戦争・ストライキ等
当事者の責めに帰すことが
できない事由で契約が
履行できない場合は
責任を逃れることができる

		船積	荷卸し	D/O宛先
在来船	自家	Mate's	カーゴ	船長
	総	Receipt	ボート・ノート	ランディングエージェント
コンテナ船	FCL	Dock	E/R	
	LCL	Receipt	Devanning Report	

ページ数 (3) / 総ページ数 (3)

貿易実務検定 講義録	コース講義等	B級本科生	科目	過去問解説講義 (第8版)	回数	
------------	--------	-------	----	------------------	----	--

配布物	★テスト類 : []	講師	柏原 先生
	★その他の配布物1 : []		
	★その他の配布物2 : []		

黒板内容

コンテナ無料 貸出し期間	延滞料 Detention Charge
ターミナル無料 保管期間	留置料 Demurrage
船舶の 停泊期間	Demurrage

¥101.15	L/C付一覽払 輸入年形決済相場
¥101.00	電信売相場
¥100.00	対顧客仲値
¥99.00	電信買相場
¥98. ⁸⁵	L/C付一覽払輸出年形買相場
¥98. ⁵⁰	L/C及し一覽払輸出年形買相場
¥98. ²⁰	L/C付期限付買相場(30日)

TAC 過去問解説講義 補足資料

過去問解説講義 後半の講義の一部の補足説明

問題集P.19 第60回 問題4 2. B) について

講義中、解説の順序の相違でわかりにくい表現となっておりますので、補足させていただきます。

B) について

船荷証券の譲渡についての本問の解説は正解です。

ここでのポイントは

1. 「記名式」であるということ
2. 日本では「譲渡禁止」とされていなければ裏書により譲渡可能
3. ただし、欧米では禁止

これは第1回の講義の際、テキストP.2の⑧ Straight B/Lに加えて解説をさせていただきました。

一方 譲渡可能信用状 については

1. Transferable と記載されている場合に限り譲渡可能
2. 譲渡可能の場合①1回に限る②禁止されていなければ複数人に譲渡可能

これは第4回の講義の際、テキストP.82の⑤ 譲渡可能信用状 で解説をさせていただきました。

以上、ご確認いただけますようお願いいたします。

講師 柏原

TAC 貿易実務検定 B 級講座 過去問解説講義 板書資料①

信用状統一規則（講義に必要な部分のみの抜粋）

第3条 解釈

- ①信用状には特に明記されていなくても、『取消不能(Irrevocable)』である。
- ②「on or about」等の文言は、ある出来事が指定日の最初の日と最後の日の両方を含めて5日前から5日後までの期間に行なわれるべき。
- ③船積み期間の決定のための用語解釈は下記。
 - 「to, until, till, from, between」は、記載日を含み、「before, after」は、記載日を含まない。
- ④支払期日の決定のための用語解釈は下記。
 - 「from, after」は、記載された日を含まない。

第4条 信用状と契約

発行銀行の支払い義務は、発行依頼人と受益者との間の売買契約、銀行間の契約から独立している。

第5条 書類と物品、サービスまたは履行

銀行は、書類を取り扱うのであり、その書類が関係することのできる物品、サービスまたは履行を扱うのではない。

第6条 利用可能性、有効期限及び呈示地

d) 信用状は、呈示の為の有効期限を記載しなければならない。オーナー又は買取の為に記載されている有効期限は、呈示のための有効期限とみなされる。

第10条 条件変更

a) 38条(譲渡可能信用状)に特段の定めがある場合を除き、信用状は、発行銀行、もしあれば確認銀行、および受益者の合意なしには条件変更することができず、取り消すこともできない。

第14条 書類点検の標準規定

- a) 銀行は書類が外見上充足した呈示となっていると見られるか否かを、書類のみに基づいて決定するために呈示を点検しなければならない
- b) 指定銀行、確認銀行または、発行銀行が書類の点検のために費やせる期間を書類呈示の翌営業日から最大5営業日とする。
- c) 原本を含む運送書類は、信用状の有効期限内かつ船積み後21日より遅れることなく、受益者より呈示されなければならない。
- d) 商業送り状以外の書類の物品、サービスまたは履行の記述は、信用状と食い合わない一般用語で記載することができる。 以降略

TAC 貿易実務検定 B 級講座 過去問解説講義 板書資料①

第 16 条 ディスクレパンシーのある書類、権利放棄及び通告

- b) 発行銀行が、呈示は充足していないと決定した場合には、発行銀行は、自行のみの判断でディスクレパンシーに関する権利放棄について発行依頼人と連絡を取ることができる。
- c) (抜粋) 発行銀行が、買取ることを拒絶すると決定した場合には、その銀行は、提示人に対しその旨の一度限りの通告をしなければならない。
- d) (抜粋) c の通告は、迅速な手段によって、提示日の翌日から起算して第 5 銀行営業日の終了より遅れることなく行われなければならない。

第 18 条 商業送り状(Commercial Invoice)

- a1) 受益者によって発行されたもの
- a2) 発行依頼人の名称宛に作成されたもの
- a3) 信用状の通貨と同一通貨で作成されたもの
- a4) 署名がなくてもよい。
- c) 商品名、サービスまたは履行の名称は、信用状に記載されている記述と一致しなければならない。

第 23 条 航空運送書類

- c) 運送の全部が、同一の航空運送書類の対象範囲とされていることを条件として、航空運送書類は、物品が積み替えられること、または物品が積み替えられることができることを示すことができる。

第 26 条 On Deck, Shipper's Load and Count、Said by Shipper to contain、運賃に追加された費用

- a) 運送書類は、物品が甲板に積載されていること (goods are or will be loaded on deck) 又は甲板に積載されることを示してはならない。物品が甲板に積載されることができ (goods may be loaded on deck) を記載した運送書類上の条項は、受理されることができる。
- b) Shipper's Load and Count、Said by Shipper to contain のような条項を表示している運送書類は受理されることができる。

第 29 条 有効期限又は最終提示日の延長

- a) 信用状の有効期限の最終日が銀行の休業日に当たった場合には、銀行の翌営業日まで延長される。
- c) その結果でも、船積期限が延長されることはない。

第 30 条 信用状金額、数量及び単価の許容範囲

- a) 「金額」「単価」「数量」に about や approximately 等がついている場合は、そのついているものに限って 10% の過不足が許容される。
- b) 「数量」については下記の条件を満たしている場合は 5% の過不足が許容される。
 - ア) 数量について包装単位の数や個々の品目ごとの数の明細が表記されていないこと
 - イ) 使用金額の合計が信用状のカバーする金額を超えていないこと

TAC 貿易実務検定 B 級講座 過去問解説講義 板書資料①

第 3 1 条 一部船積(Partial Shipment)の定義

a) 同一の運搬手段により、かつ同一行程に向けて開始される船積を証拠立てている 1 組よりも多い組の運送書類が呈示された場合、運送書類が同一の到達地を示していることを条件として、たとえその運送書類が、異なった船積日又は異なった船積港、異なった受け取り地もしくは発送地を示している場合でも一部船積みとはみなされない。

1 組以上の運送書類が呈示される場合は、その最も遅い船積日が船積日となる。

b) 同一の運送形態における 1 又はそれよりも多い運搬手段による船積を証拠立てている、1 組またはそれよりも多い組の運送書類が呈示された場合は、たとえその運搬手段が、同じ日に同一の到着地に向けて出発する場合であっても、一部船積とみなされる。

第 3 6 条 不可抗力

①銀行は、不可抗力 (Acts of God)、暴動、騒乱、反乱、戦争、テロ行為、ストライキ又はロックアウトその他の自行の支配を超えた原因による自行の業務の中断から生じる結果については、何らの義務も責任も負わない。

②銀行は、自行の業務再開時に、このような自行の業務の中段の間に有効期限切れとなった信用状に基づくオナー (honour) 又は買取を行わない。

TAC 貿易実務B級講座 過去問解説講義 板書資料②

○モンテリオール第4議定書について

①損害通知期間

	ワルソー条約	ヘーグ議定書・モンテリオール第四議定書・ モンテリオール条約
貨物に毀損があった場合 (貨物受け取りの日から)	7 日以内	14 日以内
延着の場合 (貨物の処分が可能となった日から)	14 日以内	21 日以内

②出訴期限 航空貨物の運送人の賠償責任の消滅について、モンテリオール第四議定書 29 条は、「責任に関する訴えは、到着日・到着すべきであった日または運送中止の日から 2 年以内に提訴しなければならない。期間経過後については、提訴できない」と規定している。

③適用範囲

航空輸送中に限られる。

○ウィーン売買条約 ポイント

①1988 年発効、日本は 2009 年加盟

②適用される物品売買契約

ア) 売買当事者の事業所等が異なる国にあること

イ) 当事者が事業所を持つ国がいずれも条約の締約国である

または、当事者が条約締約国の法律を契約の準拠法とする場合

③契約の成立

申し込み、申込みの拒絶、承諾、反対申込み 等が相手方へ到達したときにその効力が発生する。(到達主義)

④定めていること

ア) 売主の義務 イ) 買主の義務 ウ) 危険の移転 エ) 契約違反に対する救済など

⑤適用排除

日本の商法・民法を優先適用したい場合は、契約書に『ウィーン売買条約の適用を排除する』と記載しておけば適用を排除できる。

TAC 貿易実務検定B級講座 過去問解説講義 板書資料③

○輸出手形保険手続に必要な書類

①船荷証券、航空運送状等の写し

ア) 証券または運送状を発行する運送業者が貨物利用運送事業法に基づく
利用運送事業者であること

イ) 荷受人が取立て銀行であること

(船荷証券または複合運送証券が全通あり、証券と引き換えに貨物の
引き渡しを行う場合を除く)

②商業送り状の写し

③海上保険証券の写し (信用状付きの荷為替手形の場合を除く)

④輸出許可通知書の写し

日本貿易保険 輸出手形保険手続細則による

なお、③の保険証券については

ア) 信用ある保険業者の発行したものであること

イ) 送り状金額全額が担保され、手形上の表示通貨と同一であること

ウ) 貨物の種類及び数量が船荷証券および送り状の記載と一致しているこ
と

エ) 積み込み船名および積み込み、積み替え、陸揚げ地の記載が船荷証券の
記載と一致していること

オ) 必要十分な条件で担保されており、戦争およびS R C C保険の付保が
あること

カ) 保険証券に手形振出人 (輸出者) の白地裏書きがあり全通揃っている
こと

○信用状付き荷為替手形買い取りの場合の確認ポイント

①手形金額が送り状の金額の範囲内であること

②信用状は取消不能信用状であること

③信用状統一規則にもとづく支払確約又は同等の支払確約がされていること

④信用状にもとづき振り出される手形の名宛人は、次のいずれかであること

ア) 信用状発行銀行 イ) 信用状確認銀行 ウ) 補償銀行

直前過去問演習用(B級)解答用紙

[illegible]

貿易実務検定®講座 受講生アンケート／受験番号調査 ご協力のお願い

TAC貿易実務検定®講座では、受講生の皆様の声を反映させ、講座の質を高めるため、アンケートを実施しております。お手数ではございますが、下記の方法にてご回答をお願いいたします。

また、皆様の本試験受験状況の把握のため、本試験受験番号調査を実施しております。受験票がお手元に届きましたら、アンケートとあわせてご協力いただけますようお願い申し上げます。

回答期間：受講終了 ～ ご自身が受験される試験日まで



Webにてご回答ください

受講生アンケート、受験番号調査はWeb回答となります。

それぞれ下記URL、QRコードのいずれかより入力フォームへ進み、ご回答ください。

受講生アンケート



<https://s.cnz.jp/sv/r73t/th65AJ4v>

受験番号調査



<https://s.cnz.jp/sv/r73t/wTEBDEgz>

皆様の本試験合格を、TAC講師・スタッフ一同心よりお祈り申し上げます。

TAC 貿易実務検定®講座